多摩市食べきり協力店登録制度実施要領

令和３年２月９日　多摩市環境部長決定

（目的）

第１条　この要領は、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（以下「食品ロス」という。）を削減する取組に賛同し、多摩市が行うその取組に協力する店舗を食べきり協力店（以下「協力店」という。）として登録し、食品ロスの削減を広く周知することで、市民及び事業者の意識の啓発を図り、もって食品ロスを含む一般廃棄物の減量に寄与することを目的とする。

（協力店登録の対象店舗）

第２条　協力店としての登録（以下「協力店登録」という。）を受けることができる店舗は、飲食店、宿泊業の用に供する施設のうち食事の提供をするもの又は食品の小売業を営む店舗であって、多摩市内にあるものとする。

（協力店登録）

第３条　多摩市長（以下「市長」という。）は、次に掲げる取組のいずれかを実施する店舗について協力店登録をするものとする。

⑴　小盛り若しくはハーフサイズのメニューの設定又はごはんの量の調節等の実施

⑵　食品の食べ残しを減らすための適量注文の声かけ等の実施

⑶　３０１０（さんまるいちまる）運動（宴会時における最初の３０分及び最後の１０分の時間を自分の席で食事をする時間として設けることにより食べ残しを減らす運動をいう。）の呼びかけその他の宴会時における食品ロスを削減するための働きかけの実施

⑷　消費期限等に留意した希望者への食品の持ち帰り提供の実施

⑸　苦手な食べ物、アレルギー等の事前の確認

⑹　賞味期限又は消費期限の近い食品の割引販売

⑺　ばら売り、量り売り等による食品の提供

⑻　持込み容器による食品の提供

⑼　食品の入手が困難な者にまだ食べることができる食品を提供する活動を行う団体等への当該食品の提供等の協力

⑽　前各号に掲げるもののほか、食品ロスを削減するための取組として市長が認めるもの

２　市長は、前項の規定にかかわらず、協力店登録を受けようとする店舗が次の各号のいずれかに該当するときは、当該店舗について協力店登録をしない。

⑴　店舗を営む者が市税の滞納（徴収の猶予が認められた場合を除く。）をしているとき。

⑵　店舗を営む者（その者が法人その他の団体である場合にあっては当該団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員）が多摩市暴力団排除条例（平成２５
年多摩市条例第１４号）第２条第３号に規定する暴力団関係者であるとき。

⑶　店舗を営む者が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を営むとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、協力店登録をすることが適当でないと市長が認めるとき。

（協力店登録の手続等）

第４条　市長は、協力店登録を受けようとする店舗を営む者又は当該店舗を代表する者（以下「店舗経営者等」という。）から、多摩市食べきり協力店登録申請書（飲食店・宿泊施設用）（第１号様式）又は多摩市食べきり協力店登録申請書（小売業用）（第２号様式）による申請を受けるものとする。

２　市長は、前項の申請があった場合は、協力店登録の適否を決定し、協力店登録をすることが適当と認めるときは多摩市食べきり協力店登録証（第３号様式）の交付により、協力店登録をすることが適当でないと認めるときは多摩市食べきり協力店登録不承認通知書（第４号様式）により、当該申請をした店舗経営者等に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定により協力店登録の決定をしたときは、協力店であることを表示するポスター等（以下「協力店ポスター等」という。）を当該決定に係る店舗経営者等に交付するものとする。

（協力店登録の期間等）

第５条　協力店登録の期間は、前条第２項の規定により協力店登録の決定をした日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。

２　前項の協力店登録の期間は、店舗経営者等が次条第３号のアンケート調査において当該期間の延長を申し出ることにより、２年延長することができるものとする。

（協力店の取組内容）

第６条　市長は、協力店に対し、次に掲げる事項の実施について求めるものとする。

⑴　第３条第１項各号に掲げる取組の積極的な実施

⑵　第４条第３項の規定により交付された協力店ポスター等の協力店への掲示

⑶　市長が実施する食品ロスを削減する取組に関するアンケート調査等への協力

（協力店への支援等）

第７条　市長は、協力店が実施する食品ロスを削減する取組の内容について、多摩市公式ホームページへの掲載その他の方法により周知し、その取組が円滑に実施されるよう支援するとともに、食品ロスの削減について市民及び事業者の意識の啓発を図るものとする。

（申請事項の変更の届出）

第８条　市長は、協力店について第４条第１項の規定により申請した事項に変更が生じた
場合は、当該協力店の店舗経営者等に対し、速やかに多摩市食べきり協力店登録事項変
更届（飲食店・宿泊施設用）（第５号様式）又は多摩市食べきり協力店登録事項変更届（小売業用）（第６号様式）により変更の届出をするよう求めるものとする。

（協力店登録の取下げ）

第９条　市長は、協力店がその店舗の廃止その他の理由により食品ロスを削減する取組を
中止する場合は、店舗経営者等に対し多摩市食べきり協力店登録取下げ届（第７号様式）による届出を求めるとともに、速やかに多摩市食べきり協力店登録証及び協力店ポスタ
ー等を返却するよう求めるものとする。

２　市長は、前項の届出があったときは、その内容を確認し、協力店登録を中止するものとする。

（協力店登録の取消し等）

第１０条　市長は、協力店が第３条第１項各号に掲げる取組を実施していないとき又は信用を失墜する行為を行う等の理由により登録が適当でないと認めたときは、協力店登録を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により協力店登録を取り消した場合は、当該取り消しに係る店舗経営者等に対し多摩市食べきり協力店登録取消通知書（第８号様式）により通知するとともに、速やかに多摩市食べきり協力店登録証及び協力店ポスター等を返却するよう求めるものとする。

（補則）

第１１条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は環境部長が定める。

附　則

この要領は、令和３年３月１日から施行する。

　　附　則

この改正は、令和３年６月１日から施行する。